

鎌倉市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が市内における犯罪の抑止を目的として行う街頭防犯カメラの設置及び管理運用について必要な事項を定めるとともに、市民等のプライバシーの権利その他の権利利益を保護し、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 前条の目的のため、人通りの多い駅前や公園等の公共の場所を撮影し、記録するために、市長が特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。
- (2) 映像データ 街頭防犯カメラにより撮影された映像及び画像で記録媒体に記録された情報をいう。
- (3) 記録媒体 街頭防犯カメラで撮影した映像データを保存した媒体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

(管理責任者等)

第3条 市長は、街頭防犯カメラの適正な設置及び管理運用を行うため、街頭防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、防犯主管課の長をもって充てる。

2 管理責任者を補佐するために、街頭防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(個人情報の保護)

第4条 管理責任者は、街頭防犯カメラの設置及び管理運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、その旨を管理取扱者に周知徹底しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び鎌倉市個人情報保護条例（令和4年12月鎌倉市条例第16号。）の定めるところによる。

(街頭防犯カメラの設置)

第5条 市長は、街頭防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市民等のプライバシーを考慮してもなお必要と考える場所に設置すること。
- (2) 街頭防犯カメラの設置台数は、設置目的を達成するために必要最小限の台数とすること。
- (3) 街頭防犯カメラによる撮影範囲は、設置目的を達成するために必要最小限の範囲とすること。
- (4) 街頭防犯カメラの撮影対象区域から見やすい場所に、街頭防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(映像データ等の保管等)

第6条 市長は、映像データ及び記録媒体について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 映像データは、加工し、又は複写することなく撮影時のままで保管すること。
- (2) 記録媒体は、施錠等により厳重に保護され、かつ、安全に管理できる場所に保管すること。
- (3) 市長及び管理責任者又は管理取扱者以外の者による映像データの閲覧及び記録媒体の持ち出しを禁止すること。
- (4) 映像データの保管期間は、撮影日から起算して14日以内とすること。ただし、犯罪の抑止のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。
- (5) 前号に規定する保管期間を経過した後は、速やかに映像データを消去し、記録媒体を破砕する等必要な処理を行うこと。
- (6) 街頭防犯カメラにより現に撮影されているものを人の知覚で認識するためのモニター等の設備を設置しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、映像データ及び記録媒体は適正に保管し、不正利用、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に努めること。

(映像データの目的外利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者は、法第69条の規定により映像データの閲覧に供し、又は記録媒体を提供するときは、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 記録媒体を適正に管理すること。
- (2) 記録媒体の目的外利用はしないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体の返却を行うこと。ただし、法令等の規定により記録媒体を提供した場合を除く。

2 管理責任者は、映像データの閲覧に供し、又は記録媒体を提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 目的外利用等を行った年月日及びその時間
- (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名（外部への提供の場合に限る。）
- (3) 目的外利用の目的及びその理由
- (4) 目的外利用を行った映像記録の内容

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、街頭防犯カメラの設置、管理運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

(庶務)

第9条 街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する庶務は、防犯主管課が所管する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。